

杉戸・宮代薬剤師会

医薬品譲渡譲受に関する規約

— MediCommons 運営規約 —

令和 8 年 2 月 12 日制定

本規約は、日本薬剤師会「地域医薬品提供体制強化のためのアクションリスト」に基づき、地域における医薬品提供体制の強化を目的として制定する。

平時における地域医療インフラの安定供給体制の構築、および災害時における迅速な医薬品供給ネットワークの基盤整備を図り、もって地域住民の健康と安全に寄与することを目的とする。なお、本規約に基づく情報共有システムを「MediCommons（略称；メディコ）」と称する。

第1条（目的）

本規約は、地域における医薬品提供体制の強化を目的とし、MediCommons 参加薬局間での医薬品の円滑な融通を図るものである。

また、医薬品の供給不足時における代替供給手段として、本仕組みを活用し、地域における医薬品供給の継続性確保に資することを目的とする。

第2条（譲渡価格）

- 一 通常の医薬品融通における譲渡価格は、薬価合計額に 10%を加算した金額とし、発生した小数点以下は四捨五入した額を推奨するが、最終的な金額は 2 薬局間の取り決めによるものとする。
- 二 不動在庫の売買については、MediCommons のホームページ上に希望価格（薬価に対するパーセンテージ）を表示し、実際の売買価格は当事者間の合意による。

第3条（参加の任意性および申込）

本規約への参加は任意とし、参加を希望する薬局は所定の方法（電子メールによる申込を含む）により申込を行い、会長の確認を経て参加薬局として登録するものとする。

申込をもって本規約への同意、および在庫情報が MediCommons を通じて会員外を含む地域の薬局に公開されることへの同意とみなす。

参加薬局は、MediCommons にて在庫状況を公開するものとする。

参加薬局は任意に離脱することができる。離脱の際は会長に通知し、MediCommons への掲載情報を削除するものとする。

本規約は会員薬局間の独自の取り決めに阻害するものではない。

第4条（誠実対応義務）

参加薬局は、譲渡譲受の依頼に対し誠意をもって対応するものとする。

第5条（記録保存）

本規約に基づく譲渡譲受には、当会指定の簡易フォーマット（別紙様式「医薬品譲渡依頼書」）による記録を各薬局にて保存すること。

ただし、これは各薬局のレセプトコンピュータ等による記録を否定するものではない。

記録は地域医薬品提供体制の実効性を担保するためのものとし、会への報告は努力義務とする。その頻度は別途通達するものとする。

第6条（在庫情報の提供）

参加薬局は、会長が指定する医薬品（概ね 10 品目程度）について、融通可否情報を MediCommons のホームページに登録・更新するものとする。

公開先は、会員外を含む地域の MediCommons 参加薬局とする。

具体的な提供方法、更新頻度、管理体制等については、別途定める。

第7条（罰則）

本規約には罰則を設けない。会員の自主的な協力に基づくものとする。

第8条（運営）

本規約に基づく MediCommons の運営は、杉戸・宮代薬剤師会が行う。

運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 8 年 2 月 12 日から施行する。

（制定の経緯）

令和 8 年 2 月 12 日 制定